

平成25年雇第46号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が請求人に対し平成〇年〇月〇日付けでした雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第56条の3による就業促進手当（以下「再就職手当」という。）を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日付けでA（以下「事業所」という。）を離職し、同年〇月〇日に安定所長から受給資格の仮決定を受けた。

請求人は、同年〇月〇日に公共職業安定所（以下「安定所」という。）へ来所し、B公共職業安定所が同月〇日に交付した雇用保険被保険者離職票－1（以下「離職票－1」という。）及び雇用保険被保険者離職票－2（以下「離職票－2」という。）を提出した。その際、請求人は、離職票－2に記入された離職理由について異議を申し立てたため、安定所長はB公共職業安定所長に対し離職票－1及び離職票－2の記載内容の確認を実施したが、離職理由については補正しないとの回答であった。

請求人は、同年〇月〇日からCに再就職したことから再就職手当の支給申請を行ったが、安定所長は、請求人に対し同年〇月〇日付けで雇用保険法施行規則（昭和50年3月10日労働省令第3号。以下「則」という。）第82条第1項第3号の要件を満たさないことから再就職手当を支給しないとする処分（以下「本件処分」という。）を行い、就業促進手当不支給決定通知書により通知した。

請求人は、本件処分を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、

請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした再就職手当を支給しない旨の処分が妥当と認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、法第21条の規定による待機が平成〇年〇月〇日に満了した後、同月〇日にCへ再就職したため、則第82条第1項第3号に定める要件を満たさないこととなり、本件処分となったものである。
- (2) したがって、請求人らが、D社長からの退職勧奨により退職したものであると主張するのであれば、本来、本件処分ではなく、法第33条第1項に基づく給付制限処分を取り消すとの裁決を求めることを請求の趣旨とすべきであるが、本件処分が給付制限処分を前提としていることに鑑みて、当審査会としては、例外的に給付制限処分について検討することとする。
- (3) D社長は、休日である平成〇年〇月〇日に請求人宅へ出向き、欠勤の理由及び今後のことについて話し合った事実については認めているものの、退職勧奨を行ったことについては否定している。これに対して、請求人らは、退職勧奨の事実があったと主張するも、これを示す具体的な勧奨の事実を示しておらず、当審査会としても、当該事実があったと認めることは困難であると言わざるを得ない。

また、請求人らは、本件公開審理等において、要旨、事業所から支払われる毎月の給料について、事業主からの天引きや住民税等の滞納処分がされており、

働いても仕方がない状況に置かれたことが事業所に行けなくなった理由である旨を申述している。

- (4) したがって、請求人は、就労する意思があれば出勤できたにもかかわらず、実質的には金銭的な理由からD社長との話し合い以降も出勤していないものと認められることから、請求人が自己都合退職したものであるとした安定所長の判断が妥当性を欠くものとは言えない。

以上のことから、安定所長がした本件給付制限処分は妥当なものと言える。

- (5) なお、請求人は、資格喪失日である平成〇年〇月〇日については事業所に了解を得て休んだ旨述べるところであるが、同日前後の経緯に係る請求人の本件審査請求からこれまでの説明は首尾一貫していない。また、仮に同日を離職日であるとしても本件処分の妥当性に何ら影響が出るものではない。

- 3 以上のとおりであるから、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした再就職手当を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。